

岩見沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

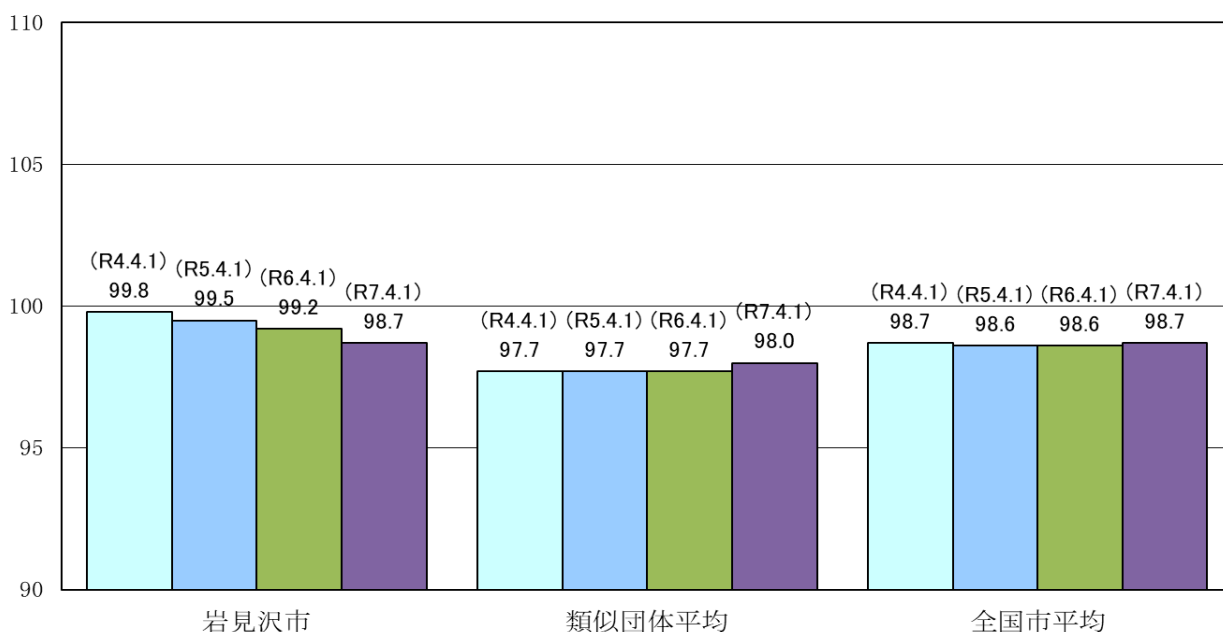
区分	住民基本台帳人口 (令和7年3月31日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	73,568	48,993,967	262,554	5,827,378	11.9	10.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)一人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	499	1,907,542	338,547	759,225	3,005,314	6,023	6,207

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、
 暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
 定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレ指数(地域手当補正後ラスパイレ指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレ指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート) の実施状況について

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国家公務員に準拠し、平均3%引き上げ、3級から6級までの初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額の引き上げを実施。

他の給料表(医療職給料表(1)を除く)については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

(参考)

区分	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4月1日時点	遡及改定後										
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
岩見沢市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

[実施] 未実施]

(その他の改定実施時期) 令和7年4月1日

在宅勤務等手当について、国と同様に新設し、

扶養手当、通勤手当、特別勤務手当及び寒冷地手当について、国と同様に見直しを実施。

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩見沢市	41.0 歳	321,957 円	375,125 円	353,513 円
北海道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円	371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	42.8 歳	329,201 円	389,817 円	357,126 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
岩見沢市	58.6 歳	9 人	322,655 円	340,737 円	337,934 円	—	— 歳	— 円	—	
北海道	57.2 歳	89 人	328,900 円	359,868 円	350,856 円	—	— 歳	— 円	—	
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 歳	— 円	—	
類似団体	53.8 歳	18 人	316,715 円	342,155 円	329,586 円	—	— 歳	— 円	—	

③教育職(高等学校教育職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岩見沢市	44.9 歳	390,552 円	445,518 円
北海道	46.8 歳	388,300 円	439,978 円
類似団体	43.1 歳	380,053 円	446,387 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		岩見沢市	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	188,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	301,306 円	365,712 円	384,983 円	413,129 円
	高 校 卒	266,772 円	331,068 円	363,024 円	386,421 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

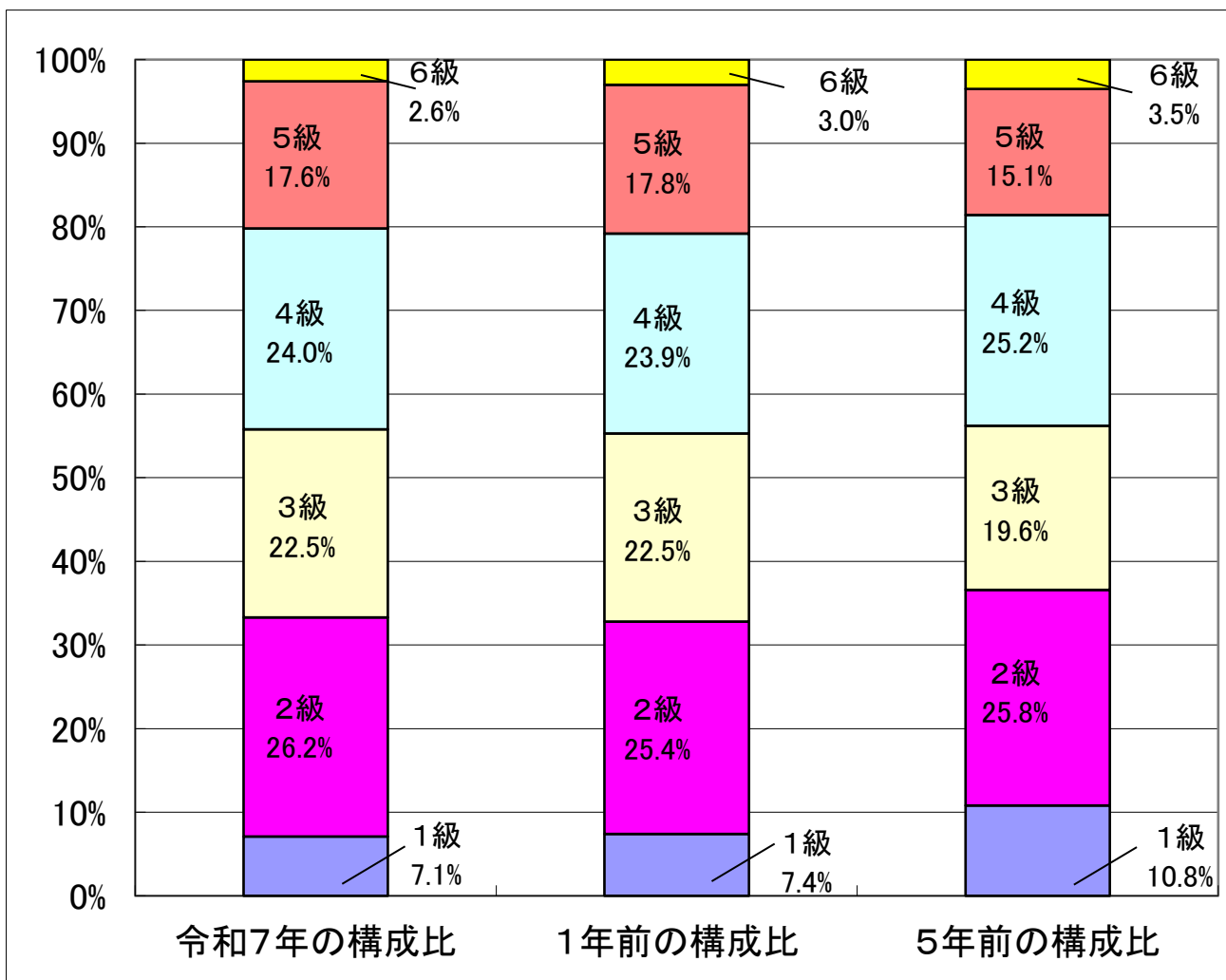
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	1級主事・1級技師	33 人	7.1 %	195,800 円	268,300 円
2 級	2級主事・2級技師	122 人	26.2 %	242,000 円	316,800 円
3 級	上級主事・上級技師	105 人	22.5 %	276,300 円	364,200 円
4 級	係長相当職	112 人	24 %	309,800 円	396,500 円
5 級	課長相当職	82 人	17.6 %	366,800 円	427,000 円
6 級	理事・部長・次長職	12 人	2.6 %	420,700 円	463,000 円

(注) 1 一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

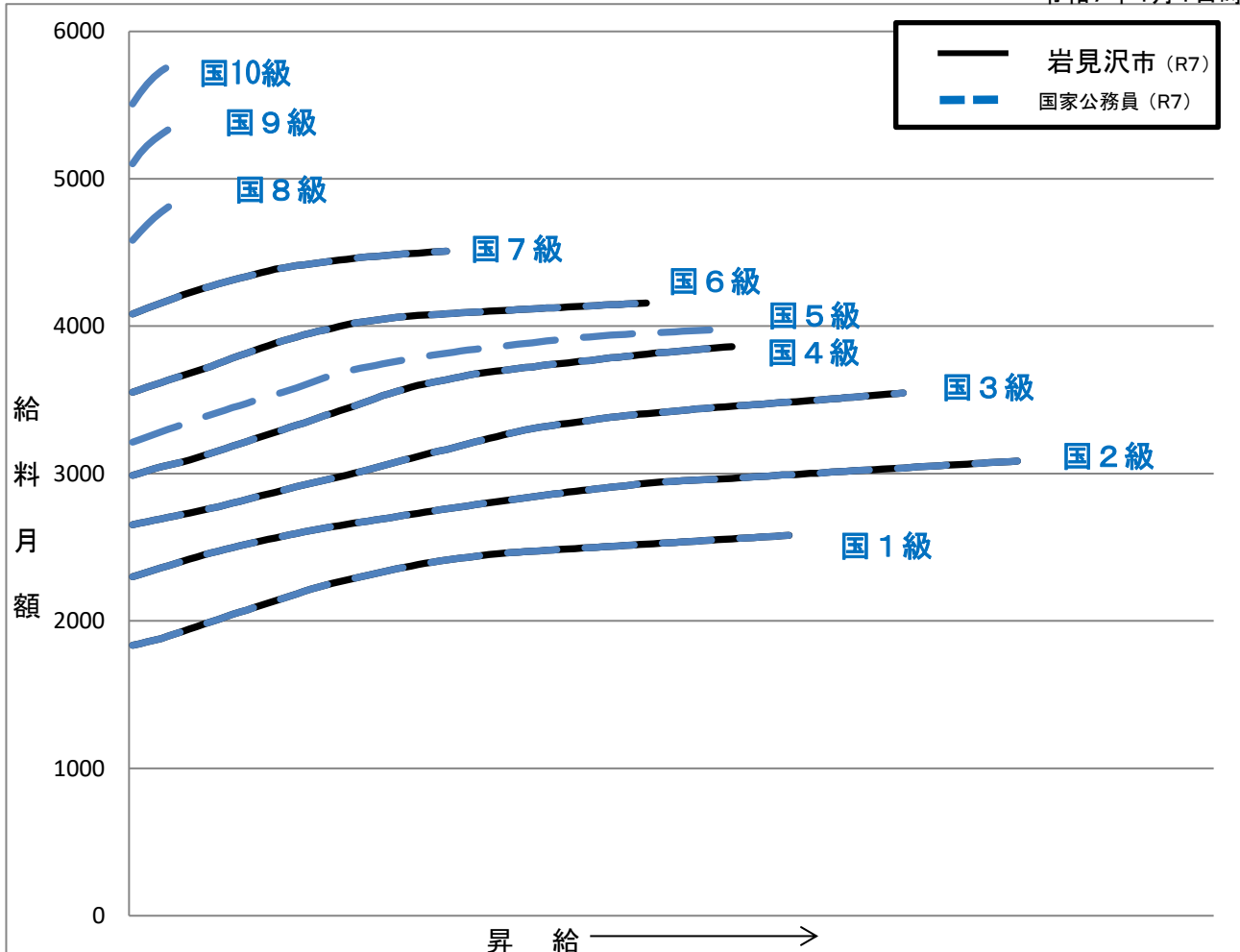
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和7年4月1日現在）

（百円）

令和7年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩見沢市	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,687 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,789 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

岩見沢市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,908 千円	21,905 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		2,581 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		430,167 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	3 人	20.0 %
札幌市	4.0 %	3 人	4.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		394,068 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		864,184 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		40.7 %
手当の種類(手当数)		26
主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
本務として感染症患者の輸送又は感染症患者の消毒に従事したもの	－ 千円	日額 290円
変死体の収容若しくは監守又は引取人のない死体の取扱いに従事したもの	－ 千円	1回当たり 2,000円
本務として庁外において市税その他収入金の徴収事務に従事したもの	382 千円	月額 3,000円
本務として生活保護に関する現業事務に従事したもの	1,735 千円	月額 7,600円
本務として車体の下において庁用自動車の整備作業に従事したもの	－ 千円	従事した時間が4時間以上のとき 日額 250円 従事した時間が4時間未満のとき 日額 150円
本務としてじん芥処理作業に従事したもの	－ 千円	月額 6,000円
本務としてじん芥処理センターにおける事務に従事したもの	－ 千円	月額 2,500円
犬の捕獲又は抑留に従事したもの	4 千円	日額 300円
本務として浄安殿の管理業務に従事したもの	－ 千円	月額 3,000円
赤川鉱山鉱場において保安業務に従事したもの	－ 千円	1回当たり 500円
市立総合病院又は市立栗沢病院において救急急病当番医としての医療に従事したもの	－ 千円	日額40,000円以内において市長が定める額
市立総合病院又は市立栗沢病院において死体解剖の介助に従事したもの	－ 千円	1回当たり 2,000円

市立総合病院又は市立栗沢病院において医師として当該業務に従事したもの	178,521 千円	月額 診療料金収入調定額の100分の2.0以内において市長が定める額
市立総合病院又は市立栗沢病院において放射線技師として当該業務に従事したもの	1,469 千円	月額 7,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において正規の勤務時間による勤務の全体又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事したもの	93,995 千円	1回当たり 1 その勤務時間が深夜の全部を含むとき 7,300円 2 その勤務時間が深夜の一部を含むとき (1) 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 3,550円 (2) 深夜における勤務時間が4時間未満のとき 3,100円
市立総合病院又は市立栗沢病院において宿直又は日直に従事したもの(医師は除く)	3,703 千円	1回当たり 2,500円
市立総合病院又は市立栗沢病院において休診日又は勤務時間外に呼出しを受けて緊急を要する医療に従事したもの	59,558 千円	<p>【市立総合病院】</p> <p>1回当たり</p> <p>1 医師</p> <p>(1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事した時間が</p> <p>ア 1時間未満のとき 8,000円</p> <p>イ 1時間以上2時間未満のとき 10,000円</p> <p>ウ 2時間以上4時間未満のとき 13,000円</p> <p>エ 4時間以上のとき 16,000円</p> <p>(2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事した時間が</p> <p>ア 1時間未満のとき 10,000円</p> <p>イ 1時間以上2時間未満のとき 12,500円</p> <p>ウ 2時間以上4時間未満のとき 16,250円</p> <p>エ 4時間以上のとき 20,000円</p> <p>2 医師以外の職員</p> <p>(1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事したとき 3,500円</p> <p>(2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事したとき 4,000円</p> <p>【市立栗沢病院】</p> <p>1回当たり</p> <p>1 医師</p> <p>(1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事した時間が</p> <p>ア 1時間未満のとき 7,000円</p> <p>イ 1時間以上2時間未満のとき 9,000円</p> <p>ウ 2時間以上4時間未満のとき 12,000円</p> <p>エ 4時間以上のとき 15,000円</p> <p>(2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事した時間が</p> <p>ア 1時間未満のとき 8,750円</p> <p>イ 1時間以上2時間未満のとき 11,250円</p> <p>ウ 2時間以上4時間未満のとき 15,000円</p> <p>エ 4時間以上のとき 18,750円</p> <p>2 医師以外の職員</p> <p>(1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事したとき 3,500円</p> <p>(2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事したとき 4,000円</p>

市立総合病院又は市立栗沢病院における緊急を要する医療のための呼出しに備え、休診日において勤務時間の開始時限から終了時限までの間又は勤務時間の終了時限から開始時限までの間、待機を命ぜられたもの	3,828 千円	1回当たり 2,500円
市立総合病院において医師として分娩業務に従事したもの	4,800 千円	1分娩につき30,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において認定看護師若しくは専門看護師又は助産師として業務に従事したもの	900 千円	月額 認定看護師 3,000円 専門看護師 3,000円 助産師 3,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において認定薬剤師として業務に従事したもののうち市長が別に定めるもの	108 千円	月額 3,000円
市立総合病院において助産師、看護師又は准看護師として業務に従事したもの	44,663 千円	月額 12,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において、病棟に勤務する者のうち、看護職員の指導のもと業務に従事した看護補助者、看護業務補助員、介護員、介護福祉士又は介護業務員	- 千円	月額 6,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を修了した助産師又は看護師で、当該特定行為に係る業務に従事したもの	402 千円	月額 3,000円
放課後児童健全育成事業所において業務に従事したもの	- 千円	月額 9,000円
保育所(岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例(昭和33年条例第9号)又は岩見沢市へき地保育所条例(平成17年条例第35号)に規定する保育所をいう。以下同じ。)において保育士、調理員又は用務員として業務に従事したものうち市長が定めるもの	- 千円	月額 7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	292,711 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	321 千円
支給実績(令和5年度決算)	279,652 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	307 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6・令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		95,073 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		95 千円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
2級地	世帯主(扶養親族がある職員)	26,000 円
	世帯主(扶養親族がない職員)	14,500 円
	その他の職員	9,800 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 その他の扶養親族月額 6,500円 被扶養者の中に満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、5,000円に扶養する子の数を乗じて得た額を加算	同		105,446 千円	244,088 円
住居手当	借家・借間の場合 家賃を負担している職員(家賃12,001円以上)に対して家賃額に応じ月額28,000円まで	異	(国) 借家・借間の場合 家賃を負担している職員(家賃16,001円以上)に対して家賃額に応じ月額28,000円まで	122,978 千円	308,216 円
通勤手当	通勤距離が片道2キロ以上の職員のうち ①交通機関利用の場合 1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(55,000円以内) ②自動車その他交通用具を使用する場合 距離に応じて月額2,000円から月額31,600円まで	同		47,780 千円	77,565 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長以上の職員 職位に応じ月額30,000円から月額100,000円まで	異	(国) 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものの職位に応じ月額46,300円から月額130,300円まで	82,341 千円	490,125 円
単身赴任手当	勤務箇所を異にする異動に伴って、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員 距離に応じ月額30,000円から月額70,000円まで	異	(国) 官署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活することとなった職員 距離に応じ月額30,000円から月額100,000円まで	456 千円	456,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 勤務1回につき 医師 21,000円 医師以外 4,400円	同		49,338 千円	948,808 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同		47,688 千円	201,215 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務する管理又は監督の地位にある職員 職位に応じ、休日に4時間以上勤務した場合 7,000円から8,500円まで、休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合3,500円から4,300円まで	異	(国) 管理、監督職員が、臨時又は緊急の必要等により 週休日等又は平日深夜(午前0時から午前5時までの間に勤務した場合)に支給。 職位に応じ、週休日等の勤務については 18,000円から6,000円(6時間を超える勤務は5割増)まで、平日深夜については9,000円から3,000円まで	441 千円	8,167 円

在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員 月額3,000円	同		- 千円	- 円
---------	---	---	--	------	-----

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	964,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	755,000円	1,104,000 円/	412,500 円
報酬	議長	470,000円	535,000 円/	390,000 円
	副議長	415,000円	475,000 円/	325,500 円
	議員	384,000円	441,000 円/	303,000 円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長	4.60	月分	
退職手当	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長	4.60	月分	
	議員			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×505/100×在職年数	19,472,800円	任期毎
	副市長	給料月額×380/100×在職年数	11,476,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

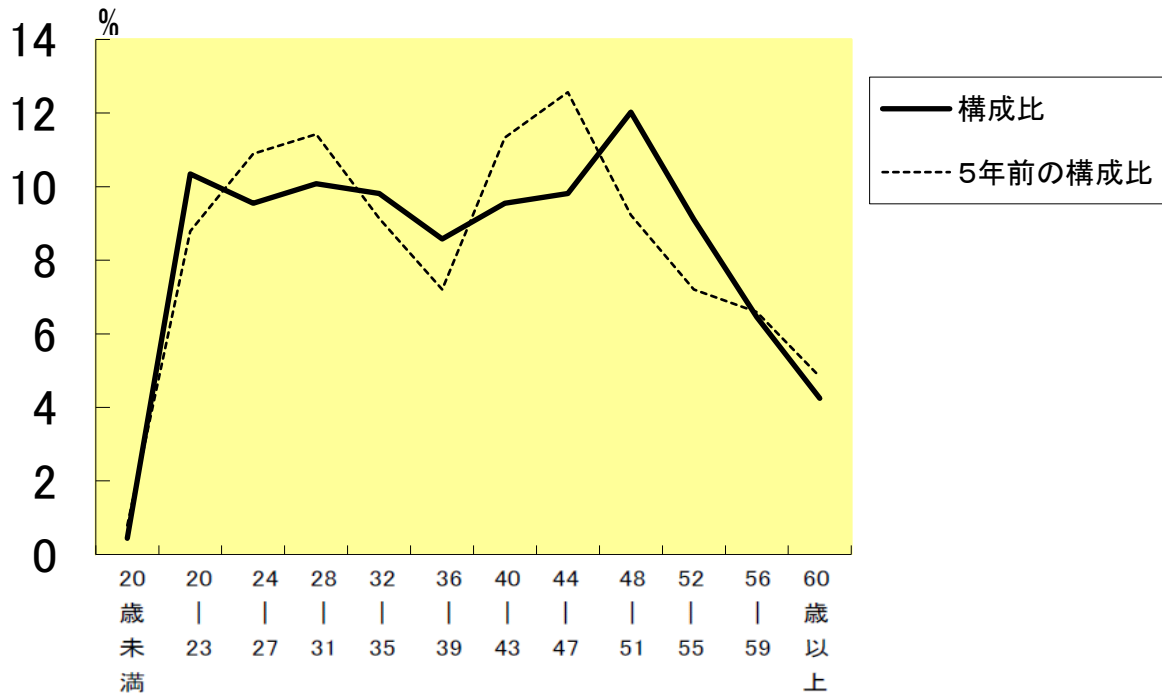
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数				対前年 増減数	備考
		令和7年		令和6年			
普通会計部門	議会	7	人	8	人	△ 1	
	総務	162	人	169	人	△ 7	
	税務	25	人	28	人	△ 3	
	労働	1	人	1	人	0	
	農林水産	36	人	38	人	△ 2	
	商工	14	人	14	人	0	
	土木	46	人	45	人	1	
	民生	75	人	74	人	1	
	衛生	26	人	28	人	△ 2	
	計	392	人	405	人	△ 13	<参考> 人口1万当たり職員数 53.28人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 68.25 人)
	教育部門	93	人	94	人	△ 1	
	消防部門	0	人	0	人	0	
	小 計	485	人	499	人	△ 14	<参考> 人口1万当たり職員数 65.93人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 87.51 人)
公営企業等 会計部門	水道	11	人	13	人	△ 2	
	下水道	11	人	11	人	0	
	病院	601	人	587	人	14	
	その他	23	人	23	人	0	
	小 計	646	人	634	人	12	
合 計		1,131	人	1,133	人	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 153.74人
		[1,374]		[1,374]		[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	117人	108人	114人	111人	97人	108人	111人	136人	103人	73人	48人	1,131人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	414	409	405	402	405	392	△ 22 (△ 5.31%)
教育	113	110	107	104	94	93	△ 20 (△ 17.70%)
消防							
普通会計計	527	519	512	506	499	485	△ 42 (△ 7.97%)
公営企業等会計計	611	610	614	611	634	646	35 (5.73%)
計	1,138	1,129	1,126	1,117	1,133	1,131	△ 7 (△ 0.62%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	1,806,865	287,432	61,050	3.4	4.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 18,637千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	13	51,794	7,552	20,341	79,687	6,130	6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩見沢市水道事業	42.3 歳	332,015 円	510,819 円
市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日）

岩見沢市水道事業	市町村平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,565 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日)

岩見沢市水道事業			市町村平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	7,848 千円

ウ 地域手当

支給実績なし。

エ 特殊勤務手当

支給実績なし。

オ 時間外勤務手当(令和7年4月1日)

支給実績(令和6年度決算)	2,704 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	193 千円
支給実績(令和5年度決算)	5,689 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	299 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6・令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	4(7)を参照	同		1,251 千円	250,226 円
住居手当	4(7)を参照	同		2,129 千円	163,739 円
通勤手当	4(7)を参照	同		361 千円	45,185 円
管理職手当	4(7)を参照	同		1,200 千円	400,000 円
寒冷地手当	4(7)を参照	同		1,158 千円	96,458 円
管理職員特別勤務手当	4(7)を参照	同		- 千円	- 円
在宅勤務等手当	4(7)を参照	同		- 千円	- 円